

告示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

埼玉県議会議長 田村 琢実

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第十条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模災害等の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条及び第三十三条第一項において「オンライン」という。）により、当該委員を委員会に出席させることができる。

2 委員は、オンラインにより委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に出席した委員は、第十三条、第十四条第一項及び第三十八条第一項の出席委員とする。

4 オンラインにより委員会に出席した委員があるときの表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十二条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第三十三条第一項中「できる」の下に「（オンラインにより委員会に出席した委員があるときを除く。）」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。